

第 1 節 総合的な安全マネジメントへの転換

複雑化・高度化する航空分野全体の安全性の向上を総合的に図るため、従来の規則遵守型の安全監督に加え安全性能重視型の安全監督を着実に推進する。

- 1 SSP（航空安全プログラム）の導入
- 2 自発報告制度の確立
- 3 安全情報の分析・評価体制の強化

第 2 節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制により安全対策を進めるとともに、老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、航空保安施設（無線施設、航空灯火等）等の更新・改良等を実施するほか、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築のため、航空保安システムの整備、航空交通の安全性の向上及びサービスの充実等を着実に推進する。

- 1 予防的安全対策の推進
- 2 航空交通の安全性の向上及びサービスの充実
- 3 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 4 空港の安全対策の推進
- 5 航空保安職員の教育の充実
- 6 空港・航空保安システムの災害対策の強化

第 3 節 航空機の安全な運航の確保

航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するほか、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し安全対策を推進する。また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、従来全ての事業者を評価対象としてきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

また、航空安全に係る情報の収集及び分析を通じた安全性向上のために必要な対策を策定するとともに、これらの情報等を関係者間で共有することにより、予防的安全対策を推進する。

安全を確保しつつ航空ネットワークの充実等を図るためには、操縦士の安定的な供給を確保することが必要であり、このため、操縦士の養成・確保に向けた取り組みの促進や航空会社の健康管理体制の強化等を行う。

外国航空機の安全性を確保するため、ランブ・

インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の操縦士の技量を維持するための取組みを進めるほか、運航者に対する指導を強化する。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、更なる精度向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。特に、航空機の火山灰被害を防止・軽減するために、火山灰情報提供までの時間を短縮するなど、関連する気象情報の高度化を図る。

このほか、いわゆる小型無人機の運用実態の把握とルール検討を進めるほか、国際民間航空機関（ICAO）における比較的大型の無人機に関する国際基準改訂等、国際的な検討に参画する。

- 1 運輸安全マネジメント制度の充実・強化
- 2 航空運送事業者等に対する監督体制の強化
- 3 航空安全情報を通じた予防的安全対策の推進
- 4 航空従事者の技量の充実等
- 5 外国航空機の安全確保
- 6 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 7 危険物輸送の安全対策の推進
- 8 航空交通に関する気象情報等の充実
- 9 無人機の普及に向けた対応

第4節 航空機の安全性の確保

航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性を確保する。

さらには、国産旅客機開発プロジェクトについて、その安全性を確保するため、設計・製造国政

府として、型式証明の審査等を着実に実施する。

- 1 航空機，装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の検査の的確な実施
- 3 航空機の整備審査の的確な実施

第5節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難，事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため，関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。特に航空機の捜索・救難に関しては，遭難航空機の迅速な特定を行うため，救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された航空機，運航者等に関する情報の管理等を行う。さらに，アジア太平洋地域における航空機の捜索・救難活動の連携強

化のため，ICAOによる「アジア太平洋捜索救難計画」の策定に参画するとともに，隣接する国の救難調整機関との間で，海上における捜索救難合同訓練の実施に向けて必要な調整を行う。

- 1 捜索・救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制の整備

第6節 被害者支援の推進

国土交通省公共交通事故被害者支援室においては，関係者からの助言をいただきながら，外部の関係機関とのネットワークの構築，公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等，公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第7節 航空事故等の原因究明と再発防止

引き続き、航空事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、航空交通の安全に寄与する。国産旅客機については、平成27年度の

試験飛行の開始及び平成29年度の本格運用に向け、設計製造国の立場から事故等調査に対応可能な体制整備を進める。また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなど、事故等の防止につながる啓発活動を行う。

第8節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、航空交通量の増大、利便性の向上や運航効率性の向上等に対応すべく、飛行中の運航高度化、

空港付近での運航高度化、空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発を進める。